

# 伊勢崎市市内転居者空き家改修補助事業 実績報告の手引き



## <お問い合わせ>

担当課 建設部住宅課空家対策係  
場所 伊勢崎市役所 本庁舎 本館3階（30番窓口）  
住所 〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410  
開庁時間 8：30～17：15（土、日、祝日を除く）  
電話 0270-27-2797  
FAX 0270-23-7020  
メール juutaku@city.isesaki.lg.jp

## < 目 次 >

1. 実績報告・助成金請求の手続きの流れ	1 ページ
2. 改修工事の実績報告に必要な書類	2 ページ
3. 実績報告に必要な書類の記入例	3 ページ
(1) 実績報告書（様式第10号）	
(2) 改修工事請負契約書の写し	
(3) 改修工事費の領収書の写し	
(4) 改修工事完了後の現況写真	
(5) 売買契約書の写し（申請後に空き家を購入した場合のみ）	
(6) 建物の全部事項証明書（申請時に建物が未登記だった場合または申請時に添付した全部事項証明書の内容に変更が生じた場合のみ）	
(7) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（建築基準法第6条第1項の規定による確認が必要な工事を行った場合のみ）	
(8) 建築士法第20条第3項の規定による工事監理報告書の写し（申請時に空き家改修工事業者一覧を添付した場合のみ）	
(9) 廃棄物処理に関する処分証明書の写し（マニフェストE票）	
4. 変更・中止に関するお願い	10 ページ
5. 注意事項（財産処分制限の緩和期間及び書類の保存期間）	11 ページ

### 【実績報告書の提出期限】

■工事完了日から30日以内（または令和7年3月14日（金）のいずれか早い日）

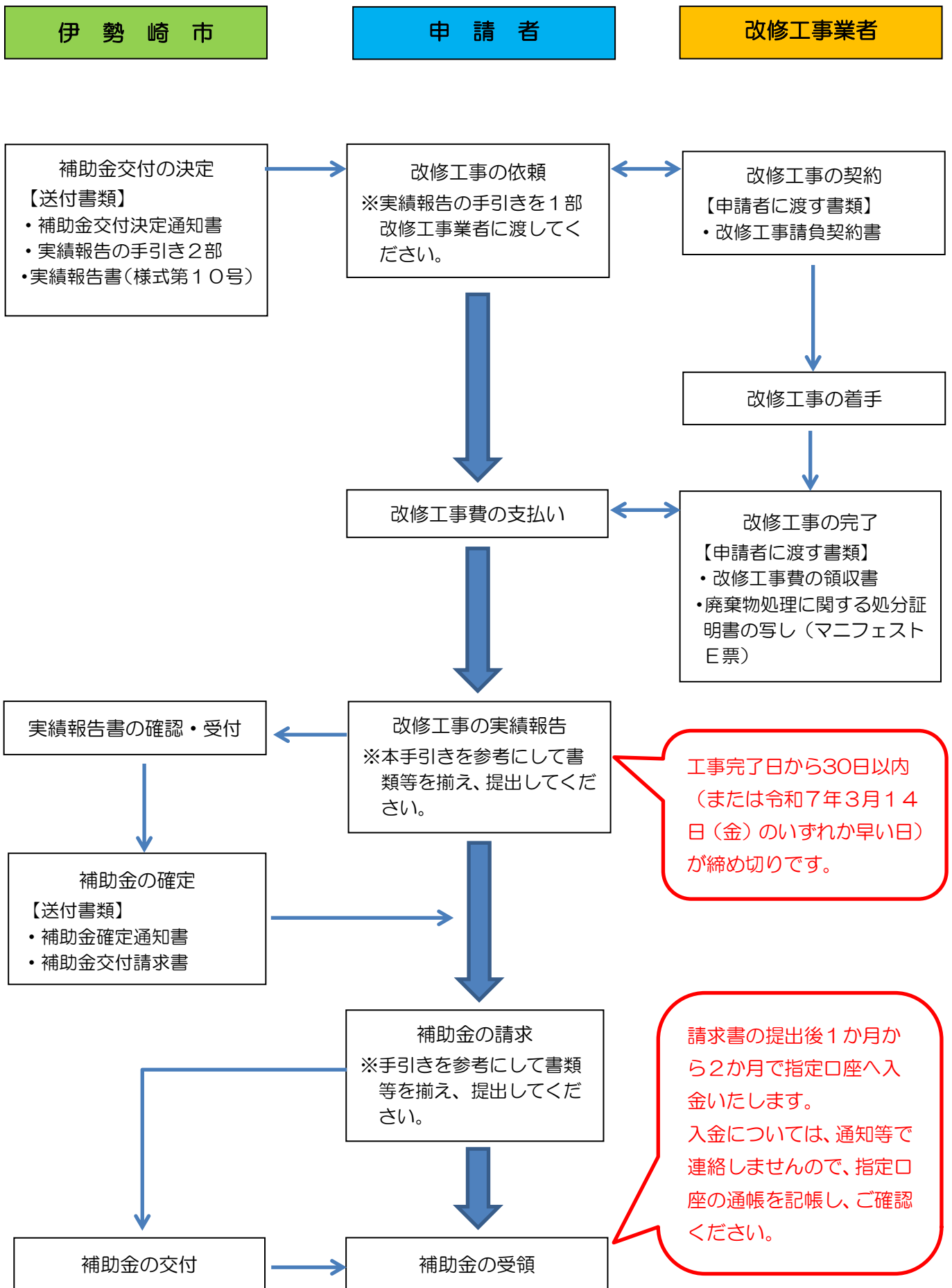
（書類の再提出をお願いすることがありますので、余裕を持ってご提出ください）



#### 《 共通の注意事項 》

- ※ 訂正を行う場合は、二重線で抹消し、訂正印を押印してください。
- ※ 修正液や砂消しゴム、消せるボールペンは絶対に使用しないでください。
- ※ 押印が不鮮明になった場合は、重ならないように、隣に押し直してください。

# 1. 実績報告・助成金請求の手続きの流れ



## 2. 改修工事の実績報告に必要な書類

※(5)～(9)は該当する場合のみ提出してください。

書類名	入手について
(1) 実績報告書（様式第10号）	交付決定通知に同封します。 （市ホームページにも掲載しています）
(2) 改修工事請負契約書の写し	改修工事業者と締結した契約書をコピーして提出してください。※請書不可
(3) 改修工事費の領収書の写し	改修工事業者に依頼してください。
(4) 改修工事完了後の現況写真	写真を台紙（例：A4コピー用紙等）に添付し提出してください。
(5) 売買契約書の写し	空き家の購入時に締結した売買契約書をコピーして提出してください。
(6) 建物の全部事項証明書	法務局に申請してください。
(7) 建築基準法に規定する検査済証の写し	工事完了後、伊勢崎市建築指導課へ完了検査を申請し、検査終了後に発行される検査済証をコピーして提出してください。
(8) 建築士法の規定による工事監理報告書の写し	工事監理者に依頼してください。
(9) 廃棄物処理に関する処分証明書 の写し（マニフェストE票）	改修工事業者に依頼してください。 ※実績報告の手引き2部のうち1部を改修工事業者に渡しておいてください。

※住宅課に書類をご持参ください。

※メールで様式データを送付することもできますので、希望される場合は、[juutaku@city.isesaki.lg.jp](mailto:juutaku@city.isesaki.lg.jp)にお名前と送付を希望する様式を記載し、建設部住宅課空家対策係にメールを送付してください。

### 変更・中止の注意点！

申請時点から、「工事金額」「改修工事業者」等が変更となった場合は、変更申請が必要となる場合があります。変更が判明した時点で、住宅課まで必ずご連絡ください。詳しくは、10ページの「変更・中止に関するお願い」をご覧ください。

### 3. 実績報告に必要な書類の記入例

#### (1) 実績報告書 (様式第10号)

空欄でお願いします。  
提出書類確認後ご記入いただきます。

様式第10号 (第12条関係)

空き家改修補助金交付申請書の申請者です。

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

空き家改修補助金交付決定通知書に記載されています。

申請者 住 所 ○○ ○○

氏 名 ○○ ○○

電話番号 ○○-○○○○

市内転居者空き家改修補助事業完了実績報告書

令和○○年○○月○○日付け伊勢崎市指令 住 第○○号により交付決定を受けた補助対象工事が完了したので、伊勢崎市補助金等交付規則第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

工 事 金 額	円
補 助 金 交 付 決 定 額	円
所在地	伊勢崎市○○町○○番地
業者名	○○建設 株式会社
電話番号	○○-○○○○
工 事 期 間	令和○○年○○月 ○○日から令和○○年○○月○○日まで

空欄でお願いします。  
提出書類確認後ご記入いただきます。

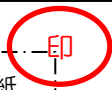


空き家改修補助金交付申請書に記載した改修工事業者の記入をお願いいたします。

実際に工事を行った期間の記入をお願いいたします

- 添付書類
- (1) 改修工事請負契約書の写し
  - (2) 改修工事費の領収書の写し
  - (3) 改修工事完了後の現況写真
  - (4) 売買契約書の写し (空き家改修補助金交付決定通知書に記載されている日付以降であることを確認してください。)
  - (5) 建物の全部事項証明書 (注意2) 改修工事請負契約書等に記載されている工事期間内であることを確認してください。
  - (6) 建築基準法第7条第5項の規定による確認が必要な工事を行った場合に限る。)
  - (7) 建築士法第20条第3項の規定による工事監理報告書の写し (申請時に空き家改修工事業者一覧を添付した場合に限る。)
  - (8) 廃棄物処理に関する処分証明書等の写し (改修工事で廃棄物が発生した場合に限る。)
  - (9) その他市長が必要と認める書類

注意1) 空き家改修補助金交付決定通知書に記載されている日付以降であることを確認してください。  
注意2) 改修工事請負契約書等に記載されている工事期間内であることを確認してください。

## (2) 改修工事請負契約書の写し

<b>参 考</b>	<h1>改修工事請負契約書</h1>	収入印紙 
<p>発注者と請負者は互いに協力し、この契約書を履行する。</p>		
発注者（以下甲という。）	<u>〇〇 〇〇</u>	空き家改修補助金交付申請書の申請者です。
受注者（以下乙という。）	<u>〇〇建設 株式会社</u>	
工事名称	〇〇邸改修工事	
1. 工事場所	伊勢崎市〇〇町〇〇番地	
2. 工 期	着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
3. 請負代金の額	工事代金	消費税
	合計金額	
	¥〇,〇〇〇, 〇〇〇+¥〇〇〇, 〇〇〇=¥〇,〇〇〇, 〇〇〇	
着工日が補助金交付決定通知書に記載されている日付以降であることを確認してください。		
申請書に添付した見積り額と同じことを確認してください。		
----- [ 中略 ] -----		
以上この契約の証として本書を 〇 通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有する。		
		令和〇〇年〇〇月〇〇日
発注者	<u>〇〇 〇〇</u>	
受注者	<u>〇〇建設 株式会社</u>	
補助金交付決定通知書に記載されている日付以降であることを確認してください。		

### (3) 改修工事費の領収書の写し

空き家改修補助金交付申請書の申請者の氏名を省略せず記入してください。

## 領 収 書

参 考

〇〇 〇〇 様

¥ 〇,〇〇〇,〇〇〇

空き家改修補助金交付申請書に記載した改修工事業者の記入をお願いいたします。

但し、〇〇邸改修工事代金として  
令和〇〇年〇〇月〇〇日 上記正に領

収入印紙

印

内訳

税抜金額

消費税額等 (〇%)

群馬県伊勢崎市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

印

領収金額に応じた収入印紙を貼付してください。

改修工事業者の印鑑の押印をお願いします。

### (4) 改修工事完了後の現況写真

改修工事完了以後に、建物全体（東西南北から）と改修箇所が分かるように写真を撮影し台紙に貼付して提出してください。

※撮影日を記載してください。

## (5) 売買契約書の写し

補助対象空き家を購入して取得した場合のみ必要になります。空き家の購入時に締結した売買契約書をコピーし提出してください。

参 考

# 不動産売買契約書

収入印紙  
印

A 不動産の表示

土地	所 在		地 番	地 目	地 積	持 分
	1	伊勢崎市〇〇町		〇〇番〇	宅地	〇〇〇㎡
2						

建 物	所 在	伊勢崎市〇〇町			家屋番号	〇〇番〇
	種 類	居宅	構造	木造	スレートぶき	〇階建
	床面積	1階 〇〇㎡ ・ 2階 〇〇㎡ ・ 3階 〇〇㎡			延床面積	〇〇㎡
	(その他)					

B 売買代金および支払い方法等

売買代金総額	〇,〇〇〇, 〇〇〇円	
土地代金	〇〇〇, 〇〇〇円	
建物代金	〇〇〇, 〇〇〇円	
手付金(第3条)	契約締結時支払い	〇〇〇, 〇〇〇円
残代金(第5条)	令和〇〇年〇〇月末日までに	〇,〇〇〇, 〇〇〇円

売主〇〇 〇〇 と買主〇〇 〇〇 とは表記不動産の売買契約（以下「本契約」という。）を締結した。その証として、本契約書 〇 通を作成し、売主・買主署（記）名押印のうえ各1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〈売主〉 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇

氏名 〇〇 〇〇 印

〈買主〉 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇

氏名 〇〇 〇〇 印



## (6) 建物の全部事項証明書

空き家改修補助事業の申請時に建物が未登記であった場合または申請時に添付した建物の全部事項証明書の内容に変更が生じた場合は提出してください。建物の全部事項証明書は法務局へ交付申請してください。

※法務局の混雑具合により登記完了までに時間がかかる場合がありますので、余裕を持って申請してください。

群馬県伊勢崎市〇〇町〇〇		全部事項証明書 (建物)		
表題部 (主である建物の表示)	調製	平成〇〇年〇月〇日	不動産番号	〇〇〇〇〇〇〇
所在図番号				
所在	伊勢崎市〇〇町〇〇番地			
家屋番号	〇〇番			
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造〇〇葺〇階建	1階 〇〇〇	〇〇	平成〇〇年〇月〇日新築
		2階 〇〇	〇〇	
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)				
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項	
1	所有権保存	平成〇〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	所有者 伊勢崎市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇	
2	所有権移転	令和〇〇年〇月〇日 第〇〇〇〇〇号	原因 令和〇〇年〇月〇日売買 所有者 伊勢崎市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇	

空き家改修補助事業の交付申請時に添付した「建物の全部事項証明書」について、所有者の情報等に変更がある場合は提出してください。

(例)

- ・相続、売買等により所有者が変わった
- ・所有者の住所が変更された 等

空き家改修補助事業の交付申請時に建物が未登記であった場合も、建物の登記手続きを行い、全部事項証明書を提出してください。

## (7) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し

建築基準法第6条第1項の規定による確認が必要な工事を行った場合のみ必要になります。該当する場合は、伊勢崎市建築指導課へ完了検査を申請し、検査後に発行される検査済証をコピーして提出してください。

完了検査は建築指導課へ申請してください。  
問い合わせ先 (Tel0270-27-2763)

第二十一号様式 (第四条の四関係) (A)

### 建築基準法第7条第5項の規定による 検査済証

第 〇〇〇 号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 〇〇 様

建築主事等職氏名 〇〇 〇〇 印

下記に係る工事は、建築基準法第7条第4項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項 (建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

#### 記

1. 確認済証番号 第 〇〇〇〇〇〇 号
2. 確認済証交付年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
3. 確認済証交付者 〇〇 〇〇
4. 建築場所、設置場所又は築造場所 伊勢崎市〇〇町〇〇
5. 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
6. 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項 (同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受ける場合は、その根拠となる規定及び不適合の規定
7. 検査年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
8. 委任した建築主事氏名 〇〇 〇〇 印

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

## (8) 建築士法第20条第3項の規定による工事監理報告書の写し

建築士が改修工事の設計を行うため、空き家改修補助事業の申請時に空き家改修工事業者一覧（様式第5号）を提出した場合のみ必要になります。工事監理者が作成する報告書のコピーを提出してください。

## (9) 廃棄物処理に関する処分証明書の写し

### (マニフェストE票)

※提出期限までに産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写しが間に合わない場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写しを提出してください。後日（マニフェスト）E票を追加提出していただきます。

※金属くず等を換価しマニフェストが無い場合は、買取内容（量及び金額）を確認できる書類の写し提出してください。

※次の記入例は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票から作成しています。

産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト E

整理番号

見本

改修工事業者

作業所：申請した空き家の所在地  
氏名：申請者

空き家改修補助金交付申請書に記載した改修工事業者が排出事業者になります。

運搬受託者

処分受託者

運搬受託者の印

処分受託者の印

処分受託者の印

処分受託者の印

発行元：建設六団体副産物対策協議会 取扱元：建設マニフェスト販売センター



## 5. 注意事項（財産処分制限の緩和期間及び書類の保存期間）

空き家改修補助金で改修した建物について、工事完了後5年が経過する前に補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換等した場合は、補助金の返還が発生する可能性があります。

また、補助金の関係書類は、工事が完了した年度の翌年度から起算して5年間大切に保存してください。